

(仮訳)

ロシア連邦連邦議会 国家会議  
2022年4月12日 13:02  
No.104796-8 ; 1,1

ロシア連邦連邦議会  
国家会議  
第8回会議

国家会議議員

2022年4月12日

No. \_\_\_\_\_

ロシア連邦連邦議会  
国家会議  
議長  
V.V.ヴォロディン殿

尊敬するヴァチェスラフ・ヴィクトロヴィチ！

ロシア連邦憲法第104条にしたがい、ロシア連邦連邦議会国家会議において発議案として審議されるべく、連邦法法案「組織運営に係る外部管財人について」を提出いたします。

添付：

1. 法案テキストとその添付資料—66枚、1部
2. 磁気媒体による法案テキストとその添付資料—ディスク1枚

A.B.ヴィボルヌイ  
V.P.ヴォドラツキー

M.E.スタルシノフ  
O.A.マトヴェイチェフ

連邦法  
「組織運営に係る外部管財について」

第1条 外部管財、その導入の目的および事由

1. 本連邦法は、国家の安全保障、財政上の安定を含むロシア連邦の国益、組織<sup>i</sup>、債権者、労働者、社会の権利および合法的利益の保護を目的として、組織運営に係る外部管財人（以下、「外部管財人」）の任命および外部管財人の活動の実施に関連する諸関係を規定するものである。本連邦法の効力は組織がロシア連邦領外で行う活動には適用されない。

2. 本条第1項が定める目的に鑑み、本連邦法の規定は、組織、その債権者および株主（出資者）の権利および合法的利益を不当に侵害するためには、これを適用しない。

3. 外部管財人の任命は、以下の条件すべてにあてはまる組織を対象として、裁判所の決定に基づいてこれを行うことができる：

1) ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（単数および複数。互いに関係のない複数の者を含む）（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）が、組織の支配権を有する者である、または組織の議決権付き株式もしくは組織の定款資本金を全体の25%以上直接的もしくは間接的に保有している；

2) 組織が、ロシア連邦またはロシア連邦構成主体における経済および民事取引の安定性の確保ならびに市民の権利および合法的利益の保護にとって重要な意義を有する。

4. 外部管財人は、本条第3項に掲げる条件にあてはまる組織の支部についても任命することができる。

5. 本条第3項第1号の適用において、その支配権を有する者がロシア連邦であることが確認されているか、またはその実質的所有者がロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家との関係を有さないロシア連邦市民であることが確認されている者については、そのような支配権の行使がこれらの国家と関係性を有する外国法人を介してなされている場合も含めて、これらの者を当該外国国家との関係を有する者とは見なさない。

6. 本連邦法においては、以下の場合に、組織が本条第3項第2号に定める条件にあてはまるものと認める：

1) 組織が、社会的に重要な食料品およびその他の生活必需品またはロシア連邦の法によってその価格の国家統制が可能であることが定められている商品の生産（加工）および（または）販売（役務の履行、サービスの提供）を行っている場合；

2) 組織が、自然の独占の状態のもとで商品の生産（加工）および（もしくは）販売（役務の履行、サービスの提供）を行っている、ならびに（または）ロシア連邦の独占禁止法に基づく商品市場における支配的地位にあると認めることができる場合；

3) 組織が、医薬品もしくは医療用品を含む特定の種類の製品の唯一の生産者であるか、またはロシア製同等品が存在しない製品の唯一の供給者であって、国家および地方自治体の用に供するための商品、役務、サービスの調達に係る契約の制度に関するロシア連邦の法に基づく唯一の供給者一覧に含まれている者である場合；

4) 組織の従業員数がその所在地である地域の労働人口の25%以上を占める場合；

5) 組織またはその下部組織の活動停止（機能不全）によって、人為災害および（もしくは）環境災害、または人命の損失、ライフライン、交通または社会インフラ、エネルギー施設、産業施設もしくは通信施設およびその他の社会的に重要な施設の稼働停止が惹き起こされるおそれがある場合；

6) 組織またはその部署の活動停止（機能不全）によって、組織またはその他の組織がロシア連邦またはロシア連邦構成主体の消費者向けに生産する（履行する、提供する）商品（役務、サービス）であって本項が定めるものの小売価格の不安定化およびその不当な上昇が惹き起こされるおそれがある場合；

7) 組織が重要な生産チェーンに参加しており、組織またはその部署の活動停止（機能不全）によって、本項が定める他の組織の活動停止（機能不全）が惹き起こされるおそれがある場合。

7. 社会経済発展、企業活動発展の分析および予測に係る国家政策を立案し、法的規制の機能を遂行する連邦行政機関が設置した省庁間委員会（以下、「省庁間委員会」）の決定に基づいて、ある組織を、本条第6項に掲げる属性の有無とはかかわりなく、本条第3項第2号が定める条件にあてはまるものと認めることができる。

8. 外部管財人は、以下の事由のいずれかひとつでも存在する場合に任命することができる：

1) 組織の活動の管理が、その長、その他の経営機関および（または）株主（出資者）によって、ロシア連邦の法の要求事項に反して事実上停止された場合、たとえば、これらの者が2022年2月24日以降に、自らの権限の行使を忌避し、組織の利益に反してこれを管理せずに放置してロシア連邦を離れ、作為（不作為）によって組織の資産価値の著しい低下および（または）組織の債務履行不能、ロシア連邦の法の要求事項に反した組織の活動停止を惹き起こした場合；

2) 本項第1号に掲げる者の行為によって、組織の活動の不当な停止、その清算または破産、組織の損失の発生が惹き起こされるおそれがある場合、たとえば、これらの者が2022年2月24日以降に明白な経済的理由なしに組織の活動停止について宣言し、活動の実施にとって重要な意義を有する組織の契約を破棄し、または全体の3分の1を超える従業員に対して組織従業員数または定数の削減を通告した場合；

3) 組織の活動が停止され（機能が損なわれ）、またはその全部もしくは一部が暫時停止され、ならびに（または）製品の生産および商品の販売（役務の履行、サービスの提供）の規模が大幅に縮小された場合、たとえば、まる3カ月にわたってそれに先立つ3カ月および（または）前年同期に比べて30%以上の売上高減少が起こった場合；

4) 外部管財を導入せずに組織の活動を継続すれば、本条第6項第1号～第4号に掲げる組織などにおいて本項第3号が定める外部管財人任命事由が生じるおそれがある、および（または）本条第6項第5号～第7号に示す影響が生じるおそれがある場合；

5) 本項第3号および第4号が定める外部管財人任命事由を解消するために、ロシア連邦予算および（または）ロシア連邦構成主体予算からの支出が必要となるおそれのある場合。

## 第2条 外部管財人に任命される者、外部管財人の権限の種類

1. 外部管財人の任命は、本連邦法第3条にしたがい、国家開発コーポレーション「VEB.RF」、または省庁間委員会の決定が定めるその他の機関<sup>1)</sup>に対してこれを行う。

2. 組織の長の権限を引き渡される形で外部管財人に任命された機関は、自らの従業員の中から任命した、委任状に基づいて活動する代表者を介して外部管財人の任務を遂行する。当該代表者は組織の名において他の者に対する委任状の発行および先に発行された委任状の取消しを行うことができる。本項の定める委任状は公証人による証明を必要としない。

3. 外部管財人の任命にあたっては、以下の種類のその権限を定めることができる：

- 1) 組織の株式（定款資本金における持ち分）の全部または一部を外部管財人の信託管理に引き渡す；
- 2) 外部管財人に組織の長の権限を引き渡す。

## 第3条 外部管財人の任命に関する申請書

1. 外部管財人の任命に関する申請書の提出は、破産に関する事件において、および破産に関する事件に適用される手順において、義務的支払い料金の納付に関する請求および金銭債務に関するロシア連邦の請求を提示する権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関（以下、「管轄機関」）が、省庁間委員会の決定に基づいて、モスクワ市調停裁判所（以下、「裁判所」とも）に対してこれを行う。

2. 本条第1項が定める決定は、省庁間委員会が以下の者の申立てに基づいてこれを下すことができる：

1) 組織が活動する経済分野に関する統一的な国家政策の実行を管轄する連邦行政機関の長；

2) 組織が登記されているか、または活動しているロシア連邦構成主体の最高位の公務員（ロシア連邦構成主体の最高行政機関の長）。

3. 本条第2項が定める申立てには、組織が本連邦法の定める条件にあてはまることおよび本連邦法に基づく外部管財人任命事由が存在することを立証する資料、ならびに外部管財人任命事由となった事態の解消に向けた施策に関する提案書を添付するものとする。当該申立てには外部管財人に任命されるべき機関についての提案も含まれているものとする。

4. 省庁間委員会は、管轄機関が裁判所に外部管財人任命申請書の提出に関する決定を下す前に、組織が登記されているか、または活動しているロシア連邦構成主体の最高位の公務員（ロシア連邦構成主体の最高行政機関の長）に対して、その合意を得るために、外部管財人に任命されることになる組織および本連邦法第2条第3項が定める外部管権限の種類を記載した当該決定の草案を送付する。当該の草案の検討は、その受領の日の翌労働日までに行うものとする。

5. 組織が登記されているか、または活動しているロシア連邦構成主体の最高位の公務員（ロシア連邦構成主体の最高行政機関の長）が、省庁間委員会の決定の草案を受領した日から3労働日以内に、外部管財人として提案されている機関および本連邦法第2条第3項が定める権限の種類に対する反対意見を提出しなかった場合、提案された決定の内容が合意されたものと見なされる。このようにならなかった場合には、外部管財人に任命される機関および外部管財人の権限の種類はロシア連邦政府がこれを定める。

6. 省庁間委員会の決定は、その委員に民事責任が発生する根拠とはならない。

7. ロシア連邦政府は、本条第2項が定める事由のほか、省庁間委員会が裁判所への外部管財人任命申請書の提出についての決定を下すことのできる追加的な事由を定めることができる。

8. 省庁間委員会は、本条第2項が定める決定を下した日から1労働日以内に、組織が本連邦法の定める条件にあてはまることおよび本連邦法に基づく外部管財人任命事由が存在することを立証する資料を添付した当該決定の写しを管轄機関に対して送付する。管轄機関は、当該決定の写しおよび資料を受領した日から1労働日以内に裁判所に対して外部管財人の任命に関する申請書を送付する。

9. 管轄機関は、外部管財人の任命に関する申請書を提出する日より前に、法人、個人事業主およびその他の事業活動の主体の活動の事実に関する法的に有意な情報の連邦統一登録簿（以下、「法人活動事実情報統一連邦登録簿」）に、当該申請書の提出に関する情報を記載し、かつ組織の登記地住所および外部管財人に任命されることになる機関宛てに当該申請書を送付するものとする。

10. 外部管財人に任命された機関がその活動に関連して支出する費用の補償、および活動の実施に対する報酬の支払いは、組織の資金を財源として行う。当該の費用および報酬の一覧および限度額、ならびに（または）当該の費用および報酬ならびにそれらの限度額の算定手順は、ロシア連邦政府がこれを定める。

#### 第4条 外部管財人の任命に関する申請書の審理および外部管財人の任命の手順

1. 裁判所は、外部管財人の任命に関する申請書を受理して審理手続きに付するか否かにつき、当該申請書が提出された日にこれを決定する。

2. 裁判所は、外部管財人任命申請書に添付された保全措置の適用に関する管轄機関の要請に基づき、一件の審理手続きの開始と同時に保全措置を講じる。ここには以下の事項の禁止も含まれる：

1) 組織の財産の取得、譲渡または譲渡の可能性に直接的または間接的にかかわりのある単独のまたは相互に関係する複数の取引を行うこと。ただし、完成した製品（役務、サービス）であって組織が通常の事業活動の過程で製造または販売する財の販売はこのかぎりではない。また、原料の購入、義務的支払い金の納付、操業費の支払いおよび組織の通常の事業活動の範囲内でなされるその他の取引の実施もこのかぎりではない；

2) 雇用側の主導による組織の従業員の解雇；

3) 組織の活動にとって重要な意義を有する契約の破棄；

4) 組織の株式（定款資本金における持ち分）の処分。

3. 裁判所は、省庁間委員会の決定にしたがって受理した管轄機関の要請書に基づき、一件の審理手続きの開始と同時に以下の保全措置を講じることができる。すなわち、管轄機関の申請書に外部管財人候補として記載されている機関に対する組織の長の権限の引渡し、本連邦法第8条第1項に掲げる効果が生起することおよび銀行口座に係るオペレーションが暫時停止されることを定めた保全措置、ならびに管轄機関の申請書に外部管財人候補として記載されている機関に対して組織の建物、部屋およびその他の財産に支障なく立ち入る権利ならびに組織の財産、会計書類および（または）報告書類ならびにソフトウェアを含む組織の知的所有物の保全に向けたあらゆる行為をなす権利を与える保全措置。管轄機関の申請書に外部管財人候補として記載されている機関は、本項が定める行為をなすことを目的として、第三者を招へいすることおよび保全措置の対象である組織の経営機関が下した決定を取り消す旨の決定を下すことができる。

4. 本条が定める保全措置の実施に関する裁判所の決定の写しは、財産の登記またはその他の記録を行う機関、金融機関に関する記載がある場合には当該の金融機関、ならびに保全措置にかかわりのある行為をなすべきその他の者に送付される。裁判所は、外部管財人が任命された時点で当該の保全措置を撤廃する。

5. 裁判所は、外部管財人の任命に関する申請書を受領した日から5労働日以降7労働日以内に、予備法廷審問を実施することなくその審理を行う。開廷の日時および場所は、裁判所が組織、管轄機関および管轄機関の申請書に外部管財人候補として記載されている機関に対してこれを通告する。外部管財人任命申請書に記載されている組織が本連邦法第1条第3項の定める条件にあてはまり、かつこの組織に関して本連邦法第1条第8項が定める外部管財人任命事由が存在するならば、別段の事情が立証されないかぎり、外部管財人を任命することが本連邦法第1条第1項および第2項が定める目的および方向性に適合しているものとされる。

6. 組織の長またはその議決権付き株式（定款資本金における持ち分）の50%超を（個別に、または合計して）保有する出資者（株主）は、外部管財人任命申請の審理を行う法廷が開かれる日までの間、ロシア連邦において組織の事業を再開すること、および（または）継続する義務を自らが引き受けたことを理由として（本連邦法第1条第3項第1号が定める基準にあてはまらない者であって同様の義務を引き受けた者に、組織の株式〔定款資本金における持ち分〕を譲渡すること、またはその信託管理への引渡しが予定されていることを理由とする場合を含む）、外部管財人の任命を拒否することを求める要請書を裁判所に提出することができる。当該の要請書が提出された場合、裁判所は、外部管財人任命申請書の提出事由となった事態を是正する意図の現実性に対する証拠が提出されていれば、外部管財人の任命を却下する。同じ組織に対する同様の要請の再提出は許容されない。

7. 組織の株式（定款資本金における持ち分）の譲渡またはその信託管理への引渡しが予定されていることを理由として裁判所が外部管財人任命の却下を決定した場合、当該の取引は、裁判所が当該の決定を下した日から3カ月以内に行われるものとする。この間は、本条第2項にしたがって講じられた保全措置が維持される。

8. 外部管財人に任命されるはずだった者は、裁判所が外部管財人任命の却下を決定した日から3カ月にわたり、組織、ならびに組織の株式（定款資本金における持ち分）を買取る予定である（買い取った）か、またはその信託管理権を受け取る予定である（受け取った）者に対して、外部管財人任命申請書の提出事由となった事態の是正を立証するために必要とされる情報および文書を照会することができる。照会された情報および文書は、照会状の受領の日から7労働日以内に当該の者に対して提供される。

9. 照会された情報および文書が提供されず、ならびに（または）外部管財人任命申請書の提出事由となった事態が存在して（継続して）いる場合、外部管財人に任命されるはずだった者はその旨の情報を管轄機関に送付する。

10. 本条第6項に定める要請がなされなかった場合、または裁判所が当該要請の履行を拒否した場合、組織が本連邦法第1条第3項の定める条件にあてはまること、さらに本連邦法が定める外部管財人任命事由が存在することに対する証拠が存在するのであれば、裁判所は外部管財人を任命する旨の決定を下す。

11. 裁判所は、管轄機関の申請書に記載されている機関を外部管財人に任命する。外部管財人の任命に関する裁判所の決定には、管轄機関の申請書に基づいて、本連邦法第2条第3項が定める権限の種類が記載される。

12. 本連邦法に基づいて任命される外部管財人の任期およびその権限が行使される期間は18カ月以内とする。裁判所は、省庁間委員会の決定にしたがって提出される外部管財人の権限の期限前停止に関する

る管轄機関の申請に基づいて、期限前に、または所定の期限の満了後に外部管財人の権限を停止することができる。外部管財人の権限の期限が満了するまでに、省庁間委員会が上記の申請を裁判所に申し立てる決定を下さなかった場合、外部管財人の権限の期間は自動的にもう18カ月延長され、その旨が裁判所から外務管財機関に対して通告される。

13. 管轄機関は、組織が活動する経済分野に関する統一的な国家政策の実行を管轄する連邦行政機関の長、または組織が登記されているか、もしくは活動しているロシア連邦構成主体の最高位の公務員（ロシア連邦構成主体の最高行政機関の長）の要請に基づいて下された省庁間委員会の決定にしたがって、外部管財人として別の機関を任命することを求める申請書を裁判所に送付する。

14. 省庁間委員会が外部管財人として別の機関を任命する旨の決定を下すことのできる事由は、ロシア連邦政府がこれを定める。省庁間委員会は、本連邦法第3条が定める手順にしたがって当該決定を下す。

15. 組織の株主（出資者）または組織のかつての長は、外部管財人の任命に関する裁判所の決定に対し、控訴手続きにしたがって不服申し立てを行うことができる。

## 第5条 外部管財人の権限の期限前停止

1. 組織の議決権付き株式（定款資本金における持ち分）の50%超を保有する株主（出資者）は、外部管財人の権限の期限が満了する前に、外部管財人任命事由となった事態を是正する義務を自らが引き受けたことを理由として（本連邦法第1条第3項第1号が定める基準にあてはまらない者であって同様の義務を引き受けた者への、組織の株式〔定款資本金における持ち分〕の譲渡、またはその信託管理への引渡しが予定されていることを理由とする場合を含む）、外部管財人の権限の期限前停止を求める申請書を省庁間委員会に提出することができる。

2. 省庁間委員会は、外部管財人任命事由となった事態を是正する意図の現実性に対する証拠が提出され、さらに外部管財活動の費用の補償がなされる場合には、外部管財人の権限を期限前に停止する決定を下す。外部管財人の権限は、組織の新たな長がその経営機関によって任命されるまで効力を保つ。

3. 省庁間委員会が外部管財人の権限を期限前に停止する旨の決定を下した場合、管轄機関は、外部管財人の権限の期限前停止を求める申請書を裁判所に提出する。裁判所は、当該申請書の審理をこれが提出された日から10労働日以内に行うものとする。

4. 組織の株式（定款資本金における持ち分）の譲渡またはその信託管理への引渡しが予定されていることを理由として裁判所が外部管財人の権限の期限前停止を決定した場合、当該の取引は裁判所が当該決定を下した日から3カ月以内に行われるものとする。

5. 外部管財人としての権限を行使していた者は、裁判所が当該権限の期限前停止を決定した日から6カ月にわたり、組織、ならびに組織の株式（定款資本金における持ち分）を買取る予定である（買い取った）か、またはその信託管理権を受け取る予定である（受け取った）者に対して、本条第1項および第3項が定める条件の履行を立証するために必要とされる情報および文書を照会することができる。照会された情報および文書は、照会状の受領の日から7労働日以内に、外部管財人としての権限を行使していた者に提供される。

6. 照会された情報および文書が提供されなかった、および（または）本条第1項および第3項が定める条件が履行されなかった、および（または）外部管財人任命事由となった事態が存在して（継続して）いる場合、外部管財人としての権限を行使していた者は、省庁間委員会に外部管財人を任命する旨の決定を下すよう申し立てることができる。

## 第6条 異なる種類の外部管財人の権限行使への転換

1. 外部管財人は、自らの権限の期限の満了より前に、省庁間委員会の決定に基づいて異なる種類の外部管財人の権限行使への転換を求める申請書を裁判所に提出することができる。

2. 本連邦法第2条第3項第1号が定める外部管財人を対象として、本連邦法第2条第3項第2号が定める種類の外部管財人の権限行使への転換を行うことができる。

3. 省庁間委員会の決定には、外部管財人に任命すべき機関を記載する。省庁間委員会の決定には、外部管財人の権限の行使の目的を考慮したうえでの異なる種類の権限の行使に転換する事由を含めるものとする。本条第1項に掲げる外部管財人の申請書には、本項が定める情報を記載するものとする。

4. 裁判所は、外部管財人の申請書にしたがって、省庁間委員会の決定に基づく異なる種類の外部管財人の権限行使に転換する旨の決定、および省庁間委員会の決定に記載されている組織を外部管財人に任命する旨の決定を下す。

5. 異なる種類の外部管財人の権限行使への転換が行われる場合、当該の外部管財人が任命され、かつその権限が行使される期間は、その任命の日を起点として新たに計算される。

6. 組織の株主（出資者）または組織のかつての長は、異なる種類の外部管財人の権限行使への転換に関する裁判所の決定に対し、控訴手続きにしたがって不服申し立てを行うことができる。

## 第7条 組織の株式（定款資本金における持ち分）の信託管理への引渡しを伴う外部管財人の任命における特異事項

1. 外部管財人の任命に組織の株式（定款資本金における持ち分）の信託管理への引渡しを伴う場合、信託管理人である外部管財人は、これらの株式（定款資本金における持ち分）を組織およびその株主（出資者）の利益のために信託管理するものとする。このような引渡しにあたり、信託管理契約を締結すること、および外部管財人が有価証券管理事業ライセンスを保有していることは必要とされない。

2. 本連邦法に基づいて設定された信託管理へのロシア連邦民法典第53章の規則の適用は、本連邦法の規定または本連邦法から生じる権利関係の本質に反しない範囲内でこれを行う。1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」の規定は、本連邦法に基づいて設定された信託管理には適用されない。

3. 本連邦法に基づいて設定された信託管理の受益者は、本連邦法に基づいて信託管理に引き渡された株式（定款資本金における持ち分）の所有者である。受益者が破産した場合でも、本連邦法に基づいて設定された信託管理は停止されない。受益者の破産財団には信託管理人に対する請求権が含まれる。自然人である受益者が死亡した場合、または法人である受益者が清算された場合も、本連邦法に基づいて設定された信託管理は停止されない。信託管理人に対する請求権は、当該の自然人および法人の権利継承者がこれを引き継ぐ。

4. 信託管理人は、信託管理に引き渡された株式（定款資本金における持ち分）に関する事業体<sup>iii</sup>の株主（出資者）としてのすべての権利を行使する。信託管理人は、以下の事項に係る問題については議決権を有さない：

- 1) 事業体の清算または再編；
- 2) 事業体の定款資本金の変更。

5. 信託管理の期間は外部管財人がその権限を行使する期間と同一とする。

6. 信託管理のもとにある株式（定款資本金における持ち分）は、外部管財人の債務の履行を求める取立ての対象とはならない。外部管財人は、信託管理活動を行うにあたって当該の株式（定款資本金における持ち分）の譲渡を行うことはできない。当該株式の譲渡につながる、またはつながる可能性のある取引は無効とする。

7. 裁判所が事業体の株式（定款資本金における持ち分）を信託管理に引き渡すことを決定した時点で当該の株式（持ち分）が担保とされていた、または当該の株式にその他の抵当権が設定されていた場合、ならびに担保またはその他の抵当権の設定によってそれらの株式（定款資本金における持ち分）に基づく議決権が担保権利者またはその他の抵当権保有者に移行することが決まっていた場合、相応の契約におけるこれらの条項は、信託管理が終了するまでの間その効力を停止し、当該の株式（定款資本金における持ち分）に基づく議決権は信託管理人に移行する。

8. 外部管財人は、同人が組織の利益のために何らかの行為を実施した、または決定を下した際に、受益者に対して責任を負わない。

9. 信託管理によって得られた収益は、その株式（定款資本金における持ち分）が信託管理に付された組織の株主（出資者）が受取人であるところの信託管理人が銀行に開設した名目勘定口座に振り込まれるものとする。当該の受取人は株式（定款資本金における持ち分）の信託管理終了後に自らが受け取るべき収益を受領することができる。

10. 株式（定款資本金における持ち分）が信託管理に付された組織の年次財務（会計）報告書および連結年次財務報告書（この報告書が作成される場合）は必ず会計監査を受けるものとする。

#### **第8条 組織の長の権限の引渡しを伴う外部管財人の任命における特異事項**

1. 外部管財人の任命に組織の長の権限の引渡しを伴う場合は、外部管財人任命の日をもって：

1) 組織の長の権限を外部管財人に移行する；

2) 組織のその他の経営機関の権限を停止する；

3) 外部管財人任命の日より前に組織が発行した委任状の効力を停止する。これには取り消し不能委任状も含まれる；

4) 債務者の破産認定申立てに係る組織およびその他の者の義務であって、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」第9条が定めるところのものを停止する；

5) 組織の経営機関が先に行った決定のうち、その自主的な清算、再編、配当の支払い（利益の分配）ならびに株式（定款資本金における持分）の取得および買取りに関するもの、定款改正に関するもの、ならびに組織の長に対する強制力を伴う指示に関するものの効力を停止する；

6) 組織の出資者（株主）からの定款資本金における持ち分の実勢価額の支払いを求める請求、または組織の株式の買取りを求める請求を履行することは、これを許容しない；

7) 配当の支払い（利益の分配）を行うことは許容しない；

8) 本連邦法第1条第3項第1号に掲げる者（本連邦法第1条第5項に掲げるものを除く）からの、組織に対して提供済みの貸付金（借款）の返済を求める請求を履行すること、ならびに譲渡によって、もしくは法的根拠に基づいて当該の請求権を取得したその他の債権者からの請求を履行することは、これを許容しない；

9) ロシア連邦の法が定める制限以外に、組織の長に何らかの制限を課する組織定款の規定の効力を暫時停止する。ここには、当該の長がその行為に対して組織の他の経営機関から合意（承認）を得ることを要求する規定も含まれる；

10) 裁判外手続きによって、組織との間の契約の履行を取引先が一方的に拒否すること、またはこのような契約を取引先が一方的に変更することは、これを許容しない；

11) 組織との間の契約の変更、またはこのような契約の破棄を求める取引先からの請求は、これを裁判所に提示してロシア連邦民法典第450条第2項の規則に基づく審理にゆだねるものとする。その際、裁判所は、組織の事業の継続が必要である場合、組織が将来において契約を履行することができることに對する証拠が提出されていることを条件として、当該の契約の変更または破棄を完全にまたは部分的に却下することができる。

2. 外部管財人の任命の日以降、以下の権利の効力を保全する（その停止を許容しない）。すなわち、知的所有物に対する組織の独占的権利、ならびに、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（単数および複数）（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）ならびに、その登記場所もしくは主たる事業場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者が独占的権利保持者であるところの知的所有物（ライセンス契約、フランチャイズ契約によって組織に提供されたものを含む）を利用する権利。2022年2月24日以降にこれらの権利の効力が期限前停止された場合には、これらの権利の効力を復活する。この場合、知的所有物を利用する権利の提供に対する報酬の支払い（ライセンス契約およびフランチャイズ契約によるものを含む）は、外部管財人の権限の期限が満了する日までこれを行わない。

3. 外部管財人は組織、その債権者、労働者および社会の利益のために誠実に、かつ良識的に活動するものとする。組織の従業員に対する雇用者の長としての権利および義務は外部管財人に移行する。

4. 外部管財人は、自らの権限行使の一環として以下の任務その他を遂行する：

1) 組織の長としての権限を行使する。たとえば、銀行口座にある資金を含む組織の財産の処置を行う；

2) 組織が行う事業の再開および（または）継続を確保し、その破産を阻止する対策を講じる；

3) 組織の財産の保全および雇用の確保、ならびに賃金未払いの発生阻止、外部管財人任命以前にこのような事態が発生していた場合にはその解消のための対策を講じる。

5. 外部管財人は、自らの権限行使の一環として、組織、組織経営機関の成員である者、組織の支配権を有する者、それらの者が保有する財産（財産権を含む）、取引先、組織の債務に関する必要な情報および文書を、業務上、商業上、銀行上の秘密を形成するものを含めて、自然人、法人、国家機関、地方自治機関、ロシア連邦国家予算外基金を含むあらゆる第三者に対して照会することができる。

6. 本条第5項にしたがって照会された情報および文書は、相応の照会状の受領の日から7暦日以内に外部管財人に対して提供される。

7. 組織のかつての長は、外部管財人の任命の日から3暦日以内に、組織の会計書類およびその他の書類、印章、スタンプ、物財およびその他の財が外部管財人に引き渡されるようにする。

8. 外部管財人は、当事者が全部または一部を履行していなかった組織の契約が外部管財人任命の目的の達成のさまたげになっている場合には、自らが外部管財人に任命された日から3カ月にわたってその履行を拒否することができる。履行拒否を宣告された契約当事者は、当該契約の履行拒否がもたらした損失を補償することを組織に対して請求することができる。

9. 外部管財人は、自らの権限行使の過程で生じた損失に対して、ロシア連邦の法に対する故意の違反があった場合、またはそれが著しい不注意の結果である場合にのみ責任を負う。

10. 外部管財人は、大型の取引、およびその実行において事業体に関するロシア連邦の法律が定める利益相反が存在する取引の締結は、省庁間委員会との間で合意した場合にのみこれを行う。省庁間委員会は、外部管財人が特定の決定を下す際の、および特定の取引実行の手順を定めることができる。この場合、外部管財人は、当該の手順にしたがって決定を行い、かつ特定の取引を実行する。

11. 外部管財人は、組織の事業の継続確保および外部管財人任命事由発生のおそれの回避を目的とする自らの活動の一環として、自らの資金を財源とする借款（貸付金）の提供によるものを含めて、組織に対する資金調達を実施することができる。

### 第9条 組織資産の置き換え、組織資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却に関する決定

1. 省庁間委員会は、本連邦法第2条第3項第2号が定める種類の権限を行使する外部管財人の要請に基づいて、組織の資産の置き換えを実施すること、および組織の資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）を競売によって売却する旨の決定を下すことができる。

2. 本条第1項に掲げる場合、外部管財人は自らの権限行使の一環として以下の任務も遂行する：

- 1) 第三者のもとにある組織の財産の探索、発見および返還を目的とした対策を講じる；
- 2) 一般裁判所、調停裁判所および仲裁裁判所に対して組織の名において訴えを提起する；
- 3) 本連邦法第10条が定める手順にしたがって組織の債権者請求登録簿の作成・管理を行う；
- 4) 組織の財産目録を作成する；

5) 評価作業に関するロシア連邦の法の要求事項にしたがって、組織の清算価値を確定するために当該財産の評価を行う；

6) 本連邦法第11条が定める手順にしたがって、分離による再編という方法によって組織資産の置き換えを行う；

7) 本連邦法第13条が定める手順にしたがって、分離による再編という方法によって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）を売却するための競売を実施する。

3. 外部管財人は、省庁間委員会が本条第1項に定める決定を下したのちにすみやかに、債権者請求登録簿の作成、組織の財産の目録作成およびその評価を開始する。組織の財産の目録作成および評価は、省庁間委員会が本条第1項に掲げる決定を下した日から2カ月以内に行うものとし、また、組織資産の置き換えは外部管財人の権限の期限が満了するまでの間に行うものとする。

4. 組織資産の置き換えおよび組織資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却は、本連邦法にしたがってこれを行う。

5. 外部管財人が、組織の事業の継続確保および外部管財人任命事由発生リスクの回避を目的とするものを含む自らの権限行使の一環として、外部管財人の自己資金を財源とする借款（貸付金）の提供という方法によって組織への資金調達を行った場合、当該貸付金（借款）の返済請求は、本項が定める手順にしたがって履行される。このような資金の返済請求は、省庁間委員会との間で合

意した金額の範囲内までは、組織の資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却益を財源とすることによって優先的に履行される。債権者の請求を履行する順番は、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」によって定められているものを含め、これらの請求を当該売却益によって履行する場合にはこれを適用しない。この規則の履行確保のために、上記の売却益は外部管財人が開設する組織の特別銀行口座に振り込まれる。この口座からの資金の引き出しは、外部管財人の指示によってのみこれを行う。省庁間委員会は、組織資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却開始および（または）売却最低価格を定める決定を下すことができる。

## 第10条 組織債権者請求登録簿

1. 省庁間委員会が本連邦法第9条第1項に掲げる決定を下した場合、外部管財人は、自らの任命の日より前に発生した組織の債権者からの請求であって、自らの任命の日現在で未履行であったものを含むもの（以下、「請求」）の登録簿を作成するものとする。

2. 組織の債務の内訳および金額は、外部管財人の任命の日現在をもってこれを定める。

3. 外部管財人は、自らの任命の日から1カ月以内に、組織のすべての債権者を明らかにし、これらの者に対して債権者請求登録簿に請求が記載されたことを通告し、さらに法人の活動の事実に関する情報の統一連邦登録簿に相応の情報を記載するものとする。

4. 組織の債権者は、外部管財人の任命の日から1カ月以内に、外部管財人に対して自らの請求を提示してこれを債権者請求登録簿に記載するよう求めることができる。外部管財人は、債権者の請求を受領した日から10労働日以内に、当該の請求を債権者請求登録簿に記載するかまたは記載を拒否する旨の決定を下し、さらに当該の請求を債権者請求登録簿に記載した旨の情報を法人の活動の事実に関する情報の統一連邦登録簿に記載するものとする。債権者請求登録簿への記載を拒否する旨の外部管財人の決定に対して、当該の請求を行った債権者は、このような決定を知った日または知ることができたはずであった日から10労働日以内に、裁判所に不服申し立てを行うことができる。

5. 外部管財人は、何らかの請求を債権者請求登録簿に記載する旨の決定を下した際の根拠となった文書に対するアクセスを、組織の出資者（株主）、組織のかつての長、管轄機関、上記の登録簿にその請求が記載されている債権者、および外部管財人に請求を提示した債権者に対して保障するものとする。

6. ある請求を登録簿に記載したことに関する情報を外部管財人が法人活動の事実に関する情報の統一連邦登録簿に記載する旨の決定を下したことに對し、以下の者は、同登録簿への当該の記載の日から10労働日以内に、裁判所に不服申し立てを行うことができる：

- 1) 債権者請求登録簿に請求が記載されている債権者；
- 2) 外部管財人に請求を提示した債権者；
- 3) 組織の株主（出資者）または組織のかつての長；
- 4) 管轄機関。

7. 裁判所は、ある請求を債権者請求登録簿に記載する旨の、またはこのような記載を拒否する旨の外部管財人の決定に対する不服申し立ての審理を、当該の不服申し立てが裁判所に提出された日から15労働日以内に行う。

## 第11条 組織資産の置き換え

1. 組織資産の置き換えは、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」第115条の規則および本条の定める特異事項に配慮しつつ、分離による再編という方法によってこれを行う。

2. 組織資産の置き換えにあたっては、組織の財産を基盤として、同組織を唯一の出資者（株主）とする単一の事業体を新たに設立する。この事業体に対して、引渡し調書に基づき一般的な権利継承手順にしたがって、組織のすべての財産（財産権を含む）ならびに2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」に基づいて定める、組織に利害関係を有するもしくはその関連組織である者に対する債務をのぞくすべての債務を引き渡す。分離による再編を行う旨の決定および上記の引渡し調書の承認は、外部管財人がこれを行う。

3. 引き渡される財産には、知的活動の成果物、商標およびサービスマークに対する独占的権利であって組織に帰属するもの、ならびに知的活動の成果物、商標およびサービスマークを利用する権利も含まれる。当該の財産には、知的活動の成果物、商標およびサービスマークに対する独占的権利であって本連邦法第8条第2項の定める条件にあてはまる者に帰属するものも含まれる。ただし、これらのものを利用する権利が以前に組織に提供されていた場合にかぎる。

4. 新たに設立される事業体の定款資本金の額は外部管財人の決定により定められ、当該の事業体に引き渡されることになる財産の清算価値であって、組織の財産の評価結果に基づいて確定されたものに等しい額とする。

5. 組織が保有していた特定の種類の事業を行うためのライセンスは、ロシア連邦の法が定める手順にしたがって事業体に対して手続し直されるものとする。組織の財産を基盤として新たに設立された事業体は、組織が保有していた特定の種類の事業を行うためのライセンスに関して、組織の権利継承者となる。

6. 組織の財産を基盤として新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）は組織の財産の構成に含まれるものとされ、競売によって売却されるものとする。これらの株式（定款資本金における持ち分）の清算価値は、事業体に引き渡され本連邦法第9条第2項第5項にしたがって評価作業が実施されたた財産の清算価値に等しいと認められる。

7. 組織の財産を基盤として新たに設立された事業体の単独執行機関（経営者）は、外部管財人、または外部管財人が任免権を有するその他の者とする。この新たな事業体の長は、清算される元の組織の従業員との間で労働契約を締結し直すものとする。ここには、組織の合議制執行経営機関の成員、経理部長および単独執行機関代理との間の契約も含まれる。当該の事業体の定款は外部管財人がこれを承認する。

8. 本条が定める分離による再編にあたって発生する諸関係に対しては、ロシア連邦民法典第60条および2001年8月8日付連邦法第129-FZ号「法人および個人事業主の国家登記について」第13条の1が定める規則、ならびに再編にあたっての債権者の権利の保証に関するロシア連邦のその他の法令の規定は適用されない。

## 第12条 組織の清算または破産

1. 外部管財人の任命に組織の長の権限の引渡しに伴う場合、外部管財人は、外部管財人任命の日の1カ月後から外部管財人の権限期限満了の7労働日前までの間に、省庁間委員会に、裁判所に対して組織の強制清算を求める申請書を提出する旨の、また組織に破産の兆候がある場合には組織の破産認定を

求める申請書を提出する旨の決定を下すように要請することができる。外部管財人は、省庁間委員会が上記の決定を下した日から5労働日以内に、裁判所に対して組織の強制清算および（または）債務者の破産認定を求める申請書を提出する。外部管財人は、それぞれの申請書に、組織資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却の手順、期限および条件の草案を添付する。

2. 裁判所は、本条第1項が定める外部管財人の申請書の審理を、同申請書が裁判所に提出された日から5労働日以内に行う。組織の株主（出資者）、そのかつての長、管轄機関、債権者請求登録簿に請求が記載されている債権者は、裁判所による当該申請書の審理に参加し、外部管財人が提案した新たな事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却の手順、期限および条件に対する指摘事項および反対意見を述べるなどができる。

3. 裁判所が組織の強制清算または破産認定の決定を下した場合、当該裁判所は、外部管財人にそれぞれ清算人または破産管財人の任務を課し、それとともに清算または破産手続きの期間だけ同人の権限を延長する。これと同時に、裁判所は組織資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却の手順、期限および条件を承認する。

4. 組織の清算および組織に対する破産手続きは、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」が破産手続きに対して定める手順にしたがって、かつ本連邦法が定める特異事項にしたがってこれを行う。ただし、諸関係の本質から別段の事情が派生する場合はこのかぎりではない。

5. 2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」が定める監督、財務健全化および外部管理の手順は組織には適用しない。

6. 組織の清算にあたっては、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」第III章の1および第III章の2の規則は適用しない。

7. 2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」第5条に基づく組織の経常的支払いは、破産認定申請書の受理の日ではなく裁判所が外部管財人任命申請書を受理した日付けで確定する。

8. 組織の債権者集会は、その清算または破産手続きにあたっては開催しない。

9. 清算貸借対照表を添付した組織の清算結了報告書は、裁判所がこれを承認するものとする。

### **第13条 組織資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却**

1. 組織資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）を売却するための競売（以下、「競売」）は、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」第110条第4項～第20項が定める手順にしたがい、かつ本条の定める特異事項を考慮してこれを実施するものとする。

2. 競売実施通知の公示は、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」第110条が定める手順にしたがい、裁判所が組織の強制清算または破産に関する決定を行い、かつ組織の資産の置き換えによって新たに設立された事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却（以下、「売却」）手順を承認した日から5労働日以内、ただし競売開始の30労働日前までに、これを行う。

3. 競売参加申込み書提出期限は競売実施通知の公示の日から25労働日以上とする。

4. 競売の主催者は外部管財人とする。

5. 事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却開始価格は、当該の事業体に引き渡された財

産の清算価値であって、当該の財産の評価結果に基づいて確定されたものに等しい額とする。

6. 競売は、事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却開始価格（最高価格）の1%から5%までに相当する値（以下、「競り幅」）ずつ、順次、段階的に開始価格を変化させる（引き上げる、引き下げる）方法によって行う。その際、競売の各段階においては、その段階の価格に等しい価格の提示を1件だけ受け付けることができる。

7. 競売第1段階の価格は競売に関する通知に記載されている開始価格とする。ただし、1件または複数件の競売参加申込み書において開始価格を上回る価格の提示があった場合はこのかぎりではない。このような場合は、競売参加申込み書において提示されている最高価格に等しい額をもって競売第1段階の価格とする。

8. 競売参加申込み書において競売のいずれかの段階の価格に等しい価格を提示した競売参加者は、競売の当該段階における価格を提示した参加者と見なす。このような申込みが複数ある場合は、競売参加申込み書を最初に提出した参加者をもって当該価格を提示した参加者と見なす。競売参加者は、競売の場において自らが競売参加申込み書において提示した価格を上回る価格を示すことができる（本条に基づいて価格を提示した参加者をもって競売参加者と見なす競売段階においてはこのかぎりではない）。

9. 競売の第1段階またはそれに続くいずれかの段階において価格の提示があった場合、その後の競売は、価格を、順次、段階的に引き上げる方法によってのみ行う。このような場合、ある競売の段階が終了しなかったとしても、この段階を停止し、先立つ段階の価格から1競り幅分ずつ価格が上昇する次の段階に移行する。

10. 競売の第1段階において価格が提示されなかった場合は、価格の提示が行われるまで、順次、段階的に価格の引き下げを行う。連続する各競売段階の価格は、先立つ段階の価格から1競り幅分ずつ引き下げる。

11. 価格の提示があった競売段階の次の段階において別の価格の提示がなかった場合は、競売を終了し、最後に価格を提示した者をもって競売の勝者とする。

12. 価格が最低売却価格に等しくなった競売段階の結果を受けて競売は終了し、最低売却価格に等しい価格が提示されている競売参加申込み書を最初に提出した競売参加者をもって、競売の勝者とする。

13. 競売参加者が競売の場で提示した価格が該当する競売段階の価格にあてはまっていないか、またはこの参加者が先立つ段階において価格を提示していた場合、このような価格の提示は却下されるものとする。

14. 一つの競売段階の長さは、価格が引き上げられる場合は1時間、引き下げられる場合は1労働日とする。先に定めた競り幅による価格の引き下げがそれ以上不可能となった場合は、先に定めた競り幅に基づく価格の引き下げがそれ以上不可能となった段階の前の競売段階における株式（定款資本金における持ち分）の売却開始価格の1%から5%までに相当する値を競り幅とする。

15. 株式（定款資本金における持ち分）の優先的取得権は、外部管財人に任命されている者がこれを保有する。同人は当該の権利を有する旨の情報を競売参加申込み書に記載するものとする。

16. 株式（定款資本金における持ち分）の優先的取得権を有する者は、いかなる競売段階においても、他の競売参加者が先立つ競売段階で提示した価格に等しい価格を提示することができ、当該の競売段階において他の競売参加者がこれを上回る価格を提示しなかった場合には競売の勝者となる。

17. 競売の勝者は、競売実施通知に定められている期限までに、ただし売買契約を締結した日から1

カ月以内に、競売において確定した価格の支払いを行うものとする。

18. 外部管財人が競売の勝者となった場合、同人は、競売において確定した価格の支払いにあたって、ここから外部管財活動に関連する同人の費用であって補償されるべき金額、当該活動の実施に対する報酬、および本連邦法第8条第11項に掲げる資金調達費用であって省庁間委員会との間で合意されている金額を差し引く。事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却から得られた資金は、外部管財活動に関連する同管財人の費用であって補償されるべき金額、当該活動の実施に対する報酬、本連邦法第8条第11項に掲げる資金調達費用であって省庁間委員会との間で合意されている金額、および他の債権者に支払った金額が差し引かれたのちに、組織の株主（出資者）のもとに送られる。この資金を組織の株主（出資者）に送金することに障害が存在する場合は、これを公証人に預託する。

19. 組織の株主（出資者）およびこれに関連する者であって本連邦法第1条第3項第1号に掲げる者が競売に参加することは、これを許容しない。当該の制限は、外部管財人に任命された機関に対しては適用しない。

20. 競売参加の必須条件として、競売の勝者となった場合に雇用の3分の2以上の維持を保証すること、および組織がロシア連邦領内で行っていた事業を1年以上にわたって継続することを義務付ける。外部管財人は、競売の勝者との間の上記の条件の履行に関する協定を締結する。

21. 外部管財人としての権限を行使していた者は、事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売買契約が締結された日から1年にわたって、本条第20項に掲げる条件の履行を立証するために必要とされる情報および文書その買手に対して照会することができる。買手は、外部管財人としての権限を行使していた者の照会状を受領した日から7労働日以内に、照会された情報および文書をこの者に提供する。

22. 当該の買手が照会された情報および文書を提供しなかった場合、ならびに（または）本条第20項に掲げる条件の履行に関する協定に著しく違反したか、もしくはこれを履行しなかった場合、裁判所は、組織が活動する経済分野に関する統一的国家政策の実行を管轄する連邦行政機関の決定にしたがって、外部管財人としての権限を行使していた者が提出した申請書に基づいて、当該の協定および事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売買契約を破棄するものとする。

23. 裁判所が本条第22項に掲げる協定および事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売買契約破棄を実行した場合、当該の株式（定款資本金における持ち分）は本条に基づいて競売によって売却するものとする。このような競売の実施は、外部管財人としての権限を行使していた者および当該契約の当事者であった者がこれを行う。

24. 事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売買契約を破棄された者が当該契約に基づいてすでに支払った金額は、本条第23項の規定にしたがって実施された競売において得られた事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売却益から、本条第20項に掲げる条件の履行に関する協定への違反によって生じた損失分を差し引いた分だけ、この者に対して補償される。上記の差し引きを行った結果がマイナスの値となる場合、当該の金額は、事業体の株式（定款資本金における持ち分）の売買契約を破棄された者が補償するものとする。

25. 事業体の株式（定款資本金における持ち分）が売却最低価格によっても競売において売却されなかった場合、当該の株式（持ち分）はロシア連邦が上記の価格によってこれを取得するものとする。

26. ロシア連邦政府が定める手順によって、本条が定める条件とは異なる競売の条件を定めることができる。

#### 第14条 本連邦法で想定される争議の裁判所による審理

1. 本連邦法で想定される争議はすべてモスクワ市調停裁判所による審理にゆだねるものとする。

2. 本連邦法で想定される争議に係る裁判文書はその主文言渡しの日をもってすみやかに履行されるものとし、これらの文書に対する不服申し立ては、それらが採択された日から14労働日以内に控訴手続きにしたがってこれを行うことができる。不服申し立てが行われた場合でも、それによって当該文書の執行が停止されることにはならない。

3. 組織の長または組織の株主（出資者）を含め、本連邦法で想定される争議に関与する者がロシア連邦領外に所在するか、または居住する場合、この者に対する法廷審理についての通告は、この者のロシア連邦における知られている最終の住所に宛てに行い、電話番号、電子メールアドレス等についての必要とされる情報およびその他の情報が存在する場合には、ロシア連邦仲裁手続法典第121条第3項が定める手順にしたがってこれを行う。これらの情報が存在しない場合には、情報通信ネットワーク「インターネット」上のモスクワ市調停裁判所公式サイト上に法廷審理に関する情報を掲載することによって、これらの者に対する通告を実施されたものとみなす。

4. 本連邦法が定める外部管財人の権限の行使および外部管財人任命の決定がなされた組織に対する強制清算手続きの期間中は、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」第9条の1にしたがって債権者およびその他の者が行う申立てに基づく破産事件の開始は、これを凍結する。

5. 本連邦法第1条第3項第1号に掲げる組織であって外部管財人が任命されているところのもの破産認定を求める申請書であって、破産に関する事件において、および破産に関する事件に適用される手順において、義務的支払い料金の納付に関する請求および金銭債務に関するロシア連邦の請求を提示する権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関、または省庁間委員会が権限を与えたその他の者が提出したものに対しては、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「破産（倒産）について」第9条の1にしたがって債権者が行う申立てに基づく破産事件の開始を凍結する措置は、これを適用しない。

#### 第15条 本連邦法の発効

1. 本連邦法は、その公布の日が発効する。

2. 本連邦法は、本連邦法の施行の日より前に本連邦法第1条第8項に定める行為がなされた場合にもこれを適用する。

3. 本連邦法の規定は、金融機関および保険機関ならびに非国家年金基金には適用しない。ただし、これらの組織の清算の際またはこれらの組織に対してなされる破産手続きにあたってロシア連邦中央銀行の要請に基づいて裁判所が適用することができる本連邦法第11条および第13条の規定についてはこのかぎりではない。

ロシア連邦大統領

## 連邦法案「組織運営に係わる外部管財人について」

### 解説書

国家の安全保障、財政上の安定を含むロシア連邦の国益、組織、債権者、労働者、社会の権利および合法的利益を保護するために、本法案により組織運営に係わる外部管財人を任命する仕組みを提起する。

ロシア連邦全体において、あるいは個々のロシア連邦構成主体において、経済および民事取引の安定性を保障し、市民の権利および法的利益を保護するために重大な意義を有し、外国人が直接的または間接的に25%超の株式（持分）を保有する組織については、裁判所の決定によって外部管財人が任命される。

法案では、ロシア経済における組織の本質的な重要性を示す、以下のような判定基準が設定されている：必需品の生産；自然独占条件での商品の生産または市場における組織の支配的立場；組織が特定の品目の唯一の生産者である；組織が地域経済を支えている；組織の事業が停止することによって、人為災害や環境災害、人命の損失を招き、ライフライン、交通または社会インフラ、エネルギー、産業、通信施設、その他の社会的に重要な施設の稼働が停止する可能性がある；ロシア連邦全体において、あるいは個々のロシア連邦構成主体において、組織の事業の停止（機能不全）によって、組織が生産する商品またはその他の組織の商品の消費者向け小売価格が不安定化し、不当に上昇する；重要な生産チェーンに組織が関与している。

外部管財人を任命するための基準となるのは以下の要素である：

ロシア連邦法に違反して、組織の経営機関による組織の事業運営が停止すること；

組織の事業の全面的または大幅な停止（一時停止）；

消費者への供給の途絶（そのおそれ）およびきわめて重要なサプライチェーンの毀損；

消費者への継続的な供給、および（または）支配下にある重要な生産施設の方向転換のための予算を確保する必要がある；

消費者の出費の増大；

支配下にある重要な生産施設のリスク発生および雇用の大幅な削減のおそれ；

人為災害および（または）環境災害、人命の損失を招くような作為（不作為）。

当該分野の連邦行政機関の長、または組織が登記されている、または組織が活動しているロシア連邦構成主体の首長が外部管財人を任命する問題の審議を發議することができる。

当該提案はロシア経済発展省附属省庁間委員会（以下、「省庁間委員会」）によって審議される。

省庁間委員会の決定によりロシア税務庁はモスクワ市調停裁判所に対して外部管財人の任命に関する申請書を送付する。

この際、同時にロシア税務庁の要請に基づき、裁判所は組織の資産が持ち出されたり、組織の事業の再建を阻害したりする行為が容認されないように保全措置を講じる。

外部管財人の任命は、組織の株式（持分）を外部管財人による信託管理に移管するか、または組織の長の全権を外部管財人に引き渡すかの二つの方法のいずれかによって行われる。

外部管財人のそれぞれの種類の権限を行使する目的を考慮して、株式（持分）を信託管理する権限の種類から、組織の長の全権を行使する権限の種類に移行することが認められている。

外部管財人は18カ月間以内の任期で任命され、さらに18カ月間の延長が可能である。

外部管財人の権限は以下の場合において、省庁間委員会の決定に基づき、期限前に停止されることがある：

a) 50%以上の株式（持分）を保有する株主（出資者）が、外部管財人を任命する根拠となった事態を是正する、または、組織<sup>v</sup>の株式（持分）を3カ月以内に譲渡する、または組織の株式（持分）を同期限内に信託管理に移管する申請を行った場合；

b) 組織の清算に移行した場合、または破産手続きを開始した場合。

裁判所が外部管財人に任命することができるのは、ロシア国家開発コーポレーション「VEB.RF」か、または省庁間委員会が提案し、組織が登記されている、もしくは組織が活動しているロシア連邦構成主体の首長の同意を得たその他の機関である。

任命された機関は、その後、しかるべき根拠があれば、省庁間委員会の決定により裁判所によって別の機関に変更することができる。

外部管財人が負担した費用およびその報酬は組織の資金によって弁済される。当該費用および報酬のリストおよび限度額、ならびに（または）当該費用および報酬、およびその限度額の設定手順はロシア連邦政府が決定する。

組織が清算されるまたは倒産する場合には外部管財人の費用は、資産置き換え手順によって設立された事業体の株式（持分）を売却することで優先的に弁済される。その場合、外部組織<sup>vi</sup>が供与した貸付金（借款）も省庁間委員会が同意した金額で優先的に弁済される。

外部管財人の任命に関する決定は裁判所により短期間（申請書を受領した日から6日目）で採択される。

組織の長または50%超の株式（持分）を保有する株主（出資者）が、組織の事業を再開または継続する、もしくは組織の株式（持分）を3カ月以内に売却する、または同期限内に信託管理に移管する義務を受諾するという内容の要請書を提出した場合、裁判所は外部管財人の任命を却下する。

当該期間においては保全措置が維持される。その際、外部管財人として任命されるものとして申請書に記載された機関は、当該申請書が提出される根拠となった事態を是正することに関する文書をチェックし、組織に問い合わせる権利を有する。

2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「倒産（破産）について」の規則に基づき、組織の清算または倒産手続き開始に関する決定を採択した場合において、清算人または破産管財人の権限は、外部管財人の機能を遂行する機関がこれを行行使する。

清算人（破産管財人）は以下の重要な任務を実行する：

- a) 債権者請求登録簿を作成する；
- b) 資産査定の実施を手配する；
- c) 分離という形で組織を再編し、資産の置き換えを行う；
- d) 分離によって設立された事業体の株式（持分）を売却するために競売を行う。

倒産手続き以外の破産手続きは、監督を含め、適用されない。

組織に対しては、分離という形での再編による資産の置き換えが行われる場合がある。

資産の置き換えの結果として設立され、再編される組織が唯一の出資者となる事業体には、再編され

る組織の資産および財産権、ならびに関連会社に対する負債を除く債務者の負債が引き継がれる。

設立される事業体の定款資本金の金額は譲渡された資産および財産権の清算価値と同額とする。

設立された事業体の株式（持分）は、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「倒産（破産）について」の規則に基づき、法案に定めるいくつかの特異条項も考慮した上で、競売で売却される。

外部管財人の機能を果たしていた機関は、落札者が提示した価格で購入する優先権を有する。

買手がいない場合には、株式（持分）はロシア連邦が最低額で取得する。

省庁間委員会は、組織の資産置き換えの結果として設立された事業体の株式（定款資本金の持分）の開始価格および（または）最低価格の設定についての決定を下すことができる。

ロシア連邦政府は法案で設定されたものとは異なる競売条件設定手順を定めることができる。

設立された事業体の株式（持分）の買手は再編された組織の従業員の2/3の雇用を維持し、その事業を1年間にわたって継続しなければならない。当該の条件が履行されない場合には、株式（持分）の売買契約は裁判により破棄されるものとする。

法案には、企業活動およびその他の経済活動を行うことに関連した要求は含まれない。また、要求遵守状況の評価が国家による検査（監査）、自治体による検査、行政責任を問うこと、ライセンスおよびその他の許可、認可、製品の適合性評価、その他の形の評価および鑑定の内で行われるような要求も法案には含まれない。

法案はロシア連邦の国家プログラムの目的達成には影響しない。

同じような内容の連邦法案および連邦法がロシア連邦連邦議会国家会議およびロシア連邦連邦議会連邦会議で審議されてはいない。

## 連邦法案「組織運営に係わる外部管財人について」の

### 財務・経済上の妥当性

連邦法案「組織運営に係わる外部管財人について」を採択することによって、税金の導入または廃止、納税の免除、国債の発行、国家の金融債務の変更、連邦予算によって補填されるその他の歳出が必要になることはない。

連邦法「組織運営に係わる外部管財人について」の採択に伴って失効したと認定される、停止される、変更される、または採択されるべき連邦法

リスト

連邦法「組織運営に係わる外部管財人について」の採択に伴って、他の連邦法を失効したと認定する、停止する、変更する、または採択する必要はない。

連邦法「組織運営に係わる外部管財人について」の採択に伴って失効したと認定される、停止される、変更される、または採択されるべきロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、連邦行政機関による法規文書リスト

連邦法「組織運営に係わる外部管財人について」の採択によって以下のことが必要になる：

1) 外部管財人の活動に伴う経費および報酬のリストならびにその限度額、ならびに（もしくは）当該経費および報酬ならびにその限度額の設定手順の承認に関するロシア連邦政府決定の採択。

筆頭執行者－ロシア経済発展省、共同執行者－ロシア財務省およびロシア税務庁。

準備期間－連邦法の公布日から1カ月以内。

法的規制の必要性の根拠、目的、対象および内容：外部管財人の活動に伴う経費および報酬のリストならびにその限度額、ならびに（もしくは）当該経費および報酬ならびにその限度額の設定手順の決定。

2) 社会経済発展、企業活動発展の分析および予測に係る国家政策を立案し、法的規制の機能を遂行する連邦行政機関によって設置された省庁間委員会が、その他の機関を外部管財人として任命する決定を採択した根拠の承認に関するロシア連邦政府決定の採択。

筆頭執行者－ロシア経済発展省、共同執行者－ロシア財務省およびロシア税務庁。

準備期間－連邦法の公布日から1カ月以内。

法的規制の必要性の根拠、目的、対象および内容：その他の機関を外部管財人に任命する決定の採択の根拠の確定。

---

<sup>i</sup> 訳注：本文書全体を通じて、管財対象となる組織（事実上「企業」なのかもしれませんが）はただ「организация」と呼ばれている。和訳もそれに準じて、ただ「組織」とした場合は「管財対象の組織」の意味である。

<sup>ii</sup> 訳注：ここも原文では「организация」ですが、管財対象の「組織」と区別するために「機関」と訳した。

<sup>iii</sup> 訳注：原文では「хозяйственное общество」で、文脈から判断する限り、管財対象の「組織」のことかと思われるが、原文で別の語句になっているので一応訳し分けた。本文書第9条第1項には「組織の資産置き換えにより新たに設立される「хозяйственное общество」」というものが出てくるが、これとは別のものと思われる。

<sup>iv</sup> 訳注：原文「должник」なのでこう訳したが、「組織」のことを指していると思われる。

<sup>v</sup> 訳注：原文では「общество」だが、この部分は法案本文第5条第1項についての説明で、本文のその箇所ではこれに相当する語句は「организация」なので、ここもそれに合わせて「組織」とした。この解説書ではこれ以降、本文の相応箇所では「организация」となっている語が「общество」になっていることが多いが、それはすべて「組織」と訳出している（ただし、「組織」再編の結果設けられるхозяйственное「общество」（事業体）は別である）。

<sup>vi</sup> 訳注：文脈的にも、この部分に対応する法案本文第9条第5項の記述からも、「外部管財人(внешняя администрация)」ではないかと思われるが、原文は「внешняя организация」なのでその通りに訳出した。